答弁第三九九号平成二十九年六月二十日受領

内閣衆質一九三第三九九号

平成二十九年六月二十日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員上西小百合君提出天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に関する質問に対し、 別紙答弁書を

送付する。

衆議院議員上西小百合君提出天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に関する質問に対する答弁書

一について

律第六十三号)については、この議論のとりまとめを厳粛に受け止め、 等とされているところ、同年六月九日に成立した天皇の退位等に関する皇室典範特例法 関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、 方を踏まえて判断することが可能となり、恣意的な退位や強制的な退位を避けることができることとなる」 正副議長による議論のとりまとめ」(以下「議論のとりまとめ」という。)においては、 平成二十九年三月十七日に取りまとめられた「「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参 諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受け止め その内容を忠実に反映させて、法 (平成二十九年法 「国権の最高機

一について

律案を立案したものである。

意を得るためには、 女性皇族の婚姻等による皇族数の減少に係る問題については、 十分な分析、検討と慎重な手続が必要であると考えており、今後、 国民の間にも様々な意見があり、その合 御指摘の附帯決議

の趣旨を尊重し、 国民世論の動向に十分配慮しつつ、適切に対処してまいりたい。

お尋ねの「真意」の意味するところが必ずしも明らかではないが、退位後の御活動については、退位後

に、新たなお立場を踏まえて決せられる事柄であると考えている。